

新城市HPVワクチン任意接種費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の接種の積極的勧奨の差控えにより、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に規定する予防接種（以下「定期接種」という。）の機会を逃した者であって、当該定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの任意接種を受けたものについて、当該任意接種の費用の助成を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するもの又はその保護者とする。

- (1) 令和4年4月1日時点で新城市に住民登録があること。
- (2) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であること。
- (3) 16歳となる日の属する年度の末日までにHPVワクチンの定期接種（キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の3第1項の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第2号に該当することにより実施されるHPVワクチンの定期接種をいう。）を含む。）において3回の接種を完了していないこと。
- (4) 17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までの間に、日本国内の医療機関で組換え沈降2価HPVワクチン又は組換え沈降4価HPVワクチンの任意接種を受け、実費を負担したこと。
- (5) 過去に他の市町村から、同種のHPVワクチンの任意接種の費用に係る助成金等の交付を受けた者でないこと。

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、前条第4号の実費（当該任意接種に要した交通費、宿泊費及び次条第1項各号に掲げる書類の発行に要した文書料は除く。）に相当する額（3回接種分を限度とする。）とする。ただし、第4条第1項の規定による申請をする日の属する年度における市が新城市医師会と契約した定期接種の単価を上限とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を申請しようとする助成対象者（以下「申請者」という。）が次条第1項第1号に掲げる書類を提出しない場合の助成金の額は、1回の接種当たり15,000円とする。

(助成金の交付申請)

第4条 申請者は、新城市HPVワクチン任意接種費用助成金交付申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、申請者が第2号に掲げる書類等を添付することができない場合は、新城市HPVワクチン任意接種費用助成金申請用証明書（様式第2）の提出をもって同号に掲げる書類等に代えることができる。

- (1) 第2条第1項第4号の実費を支払った事実、その額及び接種回数を証明できる書類の原本

(2) 第2条第1項第4号の任意接種の記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証又は接種済みの記載がある予診票等の写し

2 前項の申請は、令和7年3月31日までに行わなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは新城市HPVワクチン任意接種費用助成金交付決定通知書（様式第3）により、助成金を交付しないと決定したときは新城市HPVワクチン任意接種費用助成金不交付決定通知書（様式第4）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に助成金を交付する。

2 交付の方法は、申請者が指定する金融機関への口座振込の方法による。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、既に交付を受けた助成金の返還を求めるものとする。

(関係機関への資料要求等)

第8条 市長は、助成金の交付若しくは不交付を決定するための調査又は過去に決定した助成金の交付に係る調査のために特に必要があると認めるときは、新城市HPVワクチン任意接種費用助成金交付申請書による同意の範囲内で、官公署その他の関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。